

理工系キャリア推進会議規程

制 定 令和2年7月8日

(設置)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、地域の関係機関の協力を得て、地域の中学生等を対象に、理工系をはじめとするキャリア意識の裾野拡大及び深化を図るため、理工系キャリア推進会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 本校校長
- 二 本校教授 若干名
- 三 小山市役所から推薦される小山市職員 若干名
- 四 栃木市役所から推薦される栃木市職員 若干名
- 五 小山市教育委員会から推薦される小山市教育委員会職員 若干名
- 六 栃木市教育委員会から推薦される栃木市教育委員会職員 若干名
- 七 小山商工会議所から推薦される小山商工会議所関係者 若干名
- 八 その他校長が必要と認める者 若干名

(担当事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を担う。

- 一 国立研究開発法人科学技術振興機構「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」の支援を受けて実施する事業(以下「本事業」という。)の総合調整
- 二 本事業の成果の評価及び普及啓発
- 三 その他本事業の推進に関する事項

(運営)

第4条 会議の議長は、構成員の互選により選出する。

- 2 会議は、議長が招集し、主催する。
- 3 会議は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 会議に関する事務は、地域の関係機関の協力を得て、本校総務課が行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年7月8日から施行する。